

飲酒による死亡事故に関する検証チーム

最 終 報 告 書

「事案検証と今後の対策について」

令和元年 11 月

近 畿 大 学

目 次

1	はじめに	P. 2
2	委員会構成	P. 3
3	会議等開催記録	P. 3
4	本事案に関する事実検証	P. 4
	1) 事案経緯		
	2) 関係した学生		
	3) サークルの概要		
	4) 大学の対応		
	5) 学生へのヒアリング整理		
5	事実検証のまとめ	P. 20
	1) 事件性		
	2) 大学の対応		
	3) 本事案に対する事前防止方策		
6	再発防止	P. 23
	1) 再発防止の観点から必要な対処		
	2) 学生への周知啓発		
	3) 学生死亡案件発生時の事務手続きの見直し		
7	総括	P. 28

添付資料（1～8）

1 はじめに

「飲酒による死亡事故に関する検証チーム」（以下「本チーム」）は、平成 29 年 12 月 12 日に発生しました経済学部総合経済政策学科 2 年（当時）登森勇斗君のテニスサークル（非公認団体）での飲酒による死亡事案（以下「本事案」）に対して、関わった学生 6 人が、平成 30 年 12 月に保護責任者遺棄致死罪で刑事告訴されたことに伴い、平成 31 年 2 月 12 日に発足し、これまで 6 回の会議・打合せを開催して協議を行い、この度報告書を取りまとめることといたしました。

イッキ飲み防止連絡協議会（事務局：特定非営利活動法人アスク）によりますと、急性アルコール中毒による死者は、昭和 58 年から平成 30 年までの間で 161 人、大学生は平成 21 年から平成 30 年までの 10 年間で 29 人です。また、東京消防庁の平成 29 年データでは、東京消防庁管内だけでも 1 年間の急性アルコール中毒による搬送者数は 16,911 人で、年代別では大学生が多く含まれる 20 歳代が最も多く、7,761 人、全体の 45.9%にものぼります。なお、同データによると 20 歳未満の若年層も 608 人が搬送されています。

本チームでは、本事案について、どうすれば防止することができたのか、対応に問題がなかったのかを検証するとともに、再発防止に向けた様々な取り組みを行ってまいりました。二度と同様なことを繰り返さない為にも、大学全体として継続して取り組む姿勢を明確にし、常に改善を図っていく必要があります。

本報告書が、飲酒による死亡事故を防ぐためだけでなく、アルコールハラスメントの防止、学生の意識改革、本学における自戒として、またアルコールに関わる問題への社会的啓発の一助となることを願っています。

登森勇斗君のご冥福をお祈りし、ご遺族に哀悼の意を表します。

飲酒による死亡事故に関する検証チームリーダー
副学長補佐・学生部長

渥美 寿雄

2 委員会構成

リーダー：渥美 寿雄（副学長補佐・学生部長・理工学部教授）

サブリーダー：H.K.（弁護士）

メンバー：H.T.（教学本部長）

I.S.（総務部長）

S.M.（法務部長）

K.K.（教学本部事務部長）

植田 昌伸（学生部事務部長代理）

M.K.（監査室事務長）

K.A.（法務部弁護士）

幹事：H.F.（総務部総務課警備長）

R.S.（学生部次長）

K.O.（学生部学生課長）

A.U.（学生課）～H31.3.31

Y.N.（学生課）H31.4.1～

3 会議等開催記録

平成 31 年 2 月 12 日	検証チーム発足
平成 31 年 2 月 14 日	検証チーム事前打合せ
平成 31 年 3 月 8 日	第 1 回会議開催
平成 31 年 4 月 19 日	第 2 回会議開催
令和元年 5 月 29 日	第 3 回会議開催
令和元年 6 月 28 日	第 4 回会議開催
令和元年 9 月 2 日	第 5 回会議開催

4 本事案に関する事実検証

1) 事案経緯

客観的状況及び各学生からのヒアリング等から、本事案については以下の経緯であったことが明らかとなった。

平成 29 年 12 月 11 日 19 時頃から、ゲットジュネス（非公認のテニスサークル）のメンバー 11 人（F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、登森君）で、飲食店（住所：一。以下「本件店舗」）の 2 階にて宴会を始めた。登森君は、最初はビールをコップで数杯飲んだ後、ウォッカのショットグラス数杯分をコップに移し替えて飲み、次にウォッカのショットグラス約 10 杯分をコップに移し替えて飲んだ。40 分ほどして登森君が寝始めた。寝た後は、別の席に移動させ横に寝かせていた。宴会終了の 21 時半頃に合わせて、「はけさし」と呼ばれる片付け役の 8 人（A、B、C、D、E、P、Q、R）が本件店舗に来た。はけさし役の上記 8 人は、泥酔して意識が無い登森君をどうするか F（3 年生）に相談したが、結果的に救急車を呼ばなかった。22 時頃、はけさしの内 5 人（A、B、C、D、E）が G の家まで肩を担ぎながら登森君を運んだ。5 人は、G の室内で登森君を寝袋に寝かせて、23 時半頃まで様子を見ていたが、終電のため各々帰宅した。

翌 12 日 5 時 46 分、G は登森君が息をしていないことに気づき、119 番通報した。G は、救急車が来るまでの間、サークルのメンバーに順次連絡を取りながら、救急隊員に言われたとおり胸骨圧迫を行っていた。

登森君は、心肺停止の状態でも河内総合病院に搬送されたが、同日 16 時 40 分に蘇生後脳症、吐物吸引による窒息（推定）、アルコール中毒（推定）で死亡した。

本事案発生から約 1 年経過した平成 30 年 12 月 5 日、はけさしの内 5 人（A、B、C、D、E）と F の計 6 人が保護責任者遺棄致死罪で布施警察署へ刑事告訴された。

令和元年 5 月 27 日、大阪府警本部は救急搬送するなど適切な処置をしなかったとして保護責任者遺棄致死容疑で、宴会に参加していた上級生 4 人とはけさしの 8 人の計 12 人を書類送検した。

令和元年 11 月 2 日、大阪地方検察庁は、保護責任者遺棄致死容疑で書類送検された学生ら 12 人のうち 9 人について、より法定刑の軽い過失致死罪で略式起訴する方針を固めたとマスコミが報道した。

2) 関係した学生

学部・学科	氏名	学籍番号	飲み会	はけさし	移送	病院	告訴	書類送検	起訴
—	A	—	—	○	○	○	○	○	○
—	B	—	—	○	○		○	○	○
—	C	—	—	○	○		○	○	○
—	D	—	—	○	○		○	○	○
—	E	—	—	○	○		○	○	○
—	F	—	○				○	△	△
—	G	—	○			○			
—	H	—	○			○			
—	I	—	○					△	△
—	J	—	○						
—	K	—	○					○	△
—	L	—	○						
—	M	—	○						
—	N	—	○						
—	O	—	○					○	△
—	P	—	—	○				○	
—	Q	—	—	○				○	
他大学	R		—	○				○	

※「移送」は泥酔した登森君を G の家（下宿生で一番現場から近い）に運んだことをいう。

※書類送検については、告訴の 6 人、「はけさし」の追加 3 人、及び最後まで残っていた 3 人であるが、F と I は本検証の途中から連絡を拒絶しているため確認が取れず△としている。

3) サークルの概要

大学非公認のテニスサークル

名称：ゲットジュネス (GET JUNES)

所属者数：100 人程度（当時）

結成して 36 年目、本事案後、活動を自粛し、現在は解散している。

活動は、毎週月、水曜日に久宝寺緑地のテニスコートで練習、年 3 回（春、夏、冬）の合宿、飲み会の頻度は月に 1～2 回であった。

飲み会では、「はけさし」と呼ばれる片付けや酔いつぶれた者を介抱する役の者を待機させて、飲酒する人にはポリ袋（いわゆるごみ袋）を渡して、吐くときは各自持っているごみ袋に吐くようにし、泥酔するまで飲むことが良くあった。飲み会はいつも本件店舗で行っていた。

また、この件の以前にも平成 28 年春、淡路島での合宿において急性アルコール中毒により 119 番通報したことがあった（なお、今回の検証の過程で発覚した事案である）。

4) 本事案後の経緯

平成 29 年 12 月 12 日 12 時頃

○A（サークル代表）から学生部に入電。サークルの飲み会后、登森君が救急搬送された事実を知る。

○学生部から総務課分室、経済学部事務部に連絡。

同日 17 時頃

○布施署から「先ほどの学生が 16 時 40 分に死亡した。」との連絡。

同日 17 時 30 分頃

○布施署から「ご遺体は布施署に搬送され検死する予定である。」との連絡。

同日 18 時頃

○布施署から「登森君の父親が、携帯電話に連絡してほしい。」との連絡があり、学生部から登森君の父親に架電。

同日 18 時 30 分

○学生団体役員連絡会で、学生部から未成年飲酒の禁止とルールを守るように指導。

同日 19 時 15 分頃

○学生部の職員 2 名が布施署に行き、刑事課の方から、判明している状況を聞く。

同日 20 時頃

○学生部から A に架電。

- ・明日の 9 時半に学生部へ来るように、他のメンバーも来られる人はその時間に来るように指示した。

平成 29 年 12 月 13 日

○学生部等が、学生 14 人（A、B、D、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、S※）をヒアリング。

※ S は、C の代わりに来ていただけて本件事案とは無関係であることが後日判明。

平成 29 年 12 月 14 日

○A から学生部に入電。

- ・昨日 14 時に登森君の両親とサークルメンバー6 人 (A、F、G、I、K、N) が会って経緯説明と謝罪をした。葬式に参列したいので大学で把握していれば教えてほしいとのことであった。

○学生部から関係した学生の所属する学部（以下「関係学部」）への情報連携。

平成 29 年 12 月 15 日

○告別式（岡山県総社市）に経済学部事務長（当時）、学生は A のほか、飲み会に参加していなかったものの登森君と仲が良かったサークルのメンバー 1 名が参列。

平成 29 年 12 月 18 日

○学生部から大学の HP 上の「冬期休暇を迎えるにあたって」の文書に「急性アルコール中毒の死亡例もあり」を文言追加して更新し、全学生への UNIPA 配信（学内メール）を行う。

平成 29 年 12 月 22 日及び 25 日

○学生部が A にヒアリング。

平成 30 年 1 月 18 日

○経済学部が登森君の父親と面談。

平成 30 年 1 月 19 日及び 2 月 1 日

○学生部及び A の所属する学部事務部が A にヒアリング。

平成 30 年 2 月 7 日

○学生部長補佐会議にて、各学部へ啓発活動の依頼。

- ・学生部から新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスなどで、飲酒マナーを含めたマナー・防犯について注意していただきたい事項をまとめた資料を配付し、各学部での注意喚起をお願いした。

平成 30 年 3 月 26 日

○学生部及び関係学部の事務（部）長で情報連携を兼ねた打合せを実施。

平成 30 年 3 月 27 日～31 日

○新入生にマナー防犯ガイドブックを配付。

・マナー防犯ガイドブックには、急性アルコール中毒の危険性について追記した。

平成 30 年 3 月 31 日

○登森君のご両親、父親の妹、母親の弟、関係学生 15 人（A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O）で話合いを実施（大学関係者は、関係学部事務部の事務（部）長若しくは管理職者及び学生部が同席）

平成 30 年 4 月 2 日～5 月 8 日頃

○各学部の新入生オリエンテーション、基礎ゼミ及び履修指導ガイダンス等でマナー防犯について指導。

平成 30 年 4 月 18 日

○学生部から未成年飲酒についての注意喚起メールを全学生へ UNIPA 配信。

平成 30 年 4 月 26 日

○学生団体役員連絡会で、学生部からアルコールハラスメント防止、未成年飲酒の禁止などの注意喚起を指導。

平成 30 年 6 月 6, 7 日

○東大阪キャンパスにて、希望者に対してアルコールパッチテストを実施（556 人）

平成 30 年 7 月 19 日

○学生部から飲酒に関する注意事項のメールを全学生へ UNIPA 配信。

平成 30 年 7 月 25 日

○学生部から大学の HP 上に「長期休暇を迎えるにあたって」の文書を公開、その内容

を全学生へ UNIPA 配信。

平成 30 年 8 月 24 日

○学生部で、未成年飲酒の禁止、アルコールハラスメント防止のため、飲めませんシールを作成し、各学部、学生団体へ配布。

平成 30 年 12 月 19 日

○サントリー酒類㈱「DRINK SMART」講座を実施。
○学生団体役員連絡会で、学生部からアルコールハラスメント防止、未成年飲酒の禁止などの注意喚起を指導。

平成 30 年 12 月 21 日

○学生部から大学の HP 上に「冬期休暇を迎えるにあたって」の文書を公開、その内容を全学生へ UNIPA 配信。

平成 31 年 1 月 23 日

○登森君のご両親代理人弁護士から通知書（平成 31 年 1 月 22 日付）が大学に到着。

平成 31 年 1 月 31 日

○学生部及び各所属学部事務部が、A、B、C、D にヒアリング。

平成 31 年 2 月 1 日

○学生部で E 及び F にヒアリング。

平成 31 年 2 月 4 日

○学長から登森君ご両親代理人弁護士へ回答書を送付。
○毎日新聞朝刊に掲載（添付資料 1）。

- ・見出し：一気飲み死 遺族が近大生を告訴「介抱役ら 119 番せず」
- ・記事：「大阪府警は告訴を受理し、保護責任者遺棄致死の疑いで捜査を始めた」
- ・他紙も追隨記事掲載。

平成 31 年 2 月 7 日 15 時～16 時 30 分

○学生の刑事告訴に関する記者会見を実施。

- ・大阪科学技術センター4階にて、渥美学生部長、植田学生部事務部長代理から報道機関に対して説明するとともに、本件の事実検証と再発防止のために検証チームを立ち上げる旨などを伝えた。

○大学 HP に「本学学生の刑事告訴について」掲載（添付資料 2）。

平成 31 年 2 月 12 日

○検証チーム発足。

○学生部から大学の HP 上に「春期休暇を迎えるにあたって」の文書を公開、その内容を全学生へ UNIPA 配信（添付資料 3）。

平成 31 年 2 月 14 日

○検証チーム事前打合せ

平成 31 年 2 月 18 日

○本件店舗のヒアリング





本件店舗の写真

- 登森君ご両親代理人弁護士から要望文書（平成 31 年 2 月 15 日付）が大学に到着。
- M に検証チームでヒアリング。

平成 31 年 2 月 19 日

- 学生部から「歓迎会での飲酒に関する諸注意」を学生団体所属学生へ UNIPA 配信。
- 検証チーム等で I、J にヒアリング。

平成 31 年 2 月 20 日

- 検証チーム及び H の所属する学部事務部で H にヒアリング。
- 学部事務（部）長連絡会にて、各学部学生へアッセンブリーアワー等で飲酒を含むマナー指導や注意喚起の実施及び各号館でのイッキ飲み防止連絡協議会のポスター掲示を依頼。

平成 31 年 2 月 21 日

- 検証チーム及び K、L の所属する学部事務部で K、L にヒアリング。

平成 31 年 2 月 25 日

- 本学弁護士から登森君ご両親代理人弁護士に架電。

2 月 15 日付書面の要望について、電話にて回答したところ書面で回答を求められた。

平成 31 年 2 月 26 日

- 検証チームで長瀬駅前商店街、長瀬商店街、近大前商店会、小若江商店街の各会長へ

飲酒・喫煙マナーのビラ（添付資料 4）400 枚及び飲めませんシールを 1,600 枚配布。

平成 31 年 2 月 27 日～3 月 1 日

○他キャンパス（奈良、大阪狭山、和歌山、広島、福岡）、学生団体等へ飲酒・喫煙マナーのビラ及び飲めませんシールを各 2,000 枚配布。

平成 31 年 2 月 28 日

○検証チーム及び O の所属する学部事務部で O にヒアリング。

平成 31 年 3 月 1 日

○他キャンパスへ、イッキ飲み防止連絡協議会のちらし配布。

平成 31 年 3 月 5 日

○本学弁護士から登森君ご両親代理人弁護士へ 2 月 25 日に電話連絡した回答を書面で送付。

○学生部長補佐会議にて、本件について説明及びアッセンブリーアワー等で飲酒を含むマナーや注意喚起の実施など再発防止を依頼。

平成 31 年 3 月 6 日

○大学協議会にて、各学部長、事務（部）長に本件について説明及び再発防止を依頼。

○検証チーム及び G の所属する学部事務部で G にヒアリング。

平成 31 年 3 月 8 日

○第 1 回検証チーム会議の開催。

平成 31 年 3 月 23 日

○卒業式で卒業生への飲酒・喫煙マナーのビラを配布。

平成 31 年 3 月 26 日～4 月 8 日

○新入生全員（東大阪キャンパス）にアルコールパッチテストを配布。

平成 31 年 3 月 28 日

○学生部から「新入生歓迎会（花見）での飲酒について」（添付資料 5）を全学生へ UNIPA 配信。

平成 31 年 4 月 1 日～4 月 27 日頃

○各学部の新入生オリエンテーション、基礎ゼミ及び履修指導ガイダンス等でマナー防犯について指導。

平成 31 年 4 月 4 日

○農学部、工学部、産業理工学部で、各所轄警察署による「マナー&防犯についての講演会」を実施。

平成 31 年 4 月 6 日

○入学式において学長から式辞で、飲酒等のマナー及び社会人としての責任について注意喚起。（東大阪キャンパス）

平成 31 年 4 月 8 日

○検証チームで P にヒアリング。

平成 31 年 4 月 11 日

○検証チームで Q にヒアリング。

平成 31 年 4 月 12 日

○東大阪キャンパスにて、学生と職員とで飲酒・喫煙マナーのビラとアルコールパッチテストを配布。

○登森君ご両親代理人弁護士から要望文書（平成 31 年 4 月 10 日付）が大学に到着。

平成 31 年 4 月 15 日

○布施警察署による「マナー&防犯についての講演会」を法学部及び薬学部で実施。

○検証チームで A にヒアリング。

平成 31 年 4 月 16 日

○検証チームで登森君と仲の良かったサークルメンバーにヒアリング。

○東大阪キャンパスにて、学生と職員とで飲酒・喫煙マナーのビラとアルコールパッチテストを配布。

平成 31 年 4 月 19 日

○第 2 回検証チーム会議の開催。

平成 31 年 4 月 22 日

○本学弁護士から登森君ご両親代理人弁護士へ回答書を送付。

平成 31 年 4 月 23 日

○学長・学部長昼食懇談会にて、学長及び学生部長から全学部長に学生への飲酒マナー等の指導について依頼。

○教職員及びクラブ指導者に対して、学生への飲酒マナー等の指導についての文書及び注意喚起のビラを配付。

平成 31 年 4 月 27 日

○クラブ指導者研修会にて、学生部長から各クラブ指導者に学生への飲酒マナー等の指導について依頼。

令和元年 5 月 10 日

○布施警察署による「マナー&防犯についての講演会」を国際学部で実施。

令和元年 5 月 13 日

○布施警察署による「マナー&防犯についての講演会」を総合社会学部で実施。

令和元年 5 月 21 日

○布施警察署による「マナー&防犯についての講演会」を文芸学部で実施。

令和元年 5 月 22 日

○布施警察署による「マナー&防犯についての講演会」を経営学部で実施。

令和元年 5 月 23 日

○布施警察署による「マナー&防犯についての講演会」を理工学部で実施。

令和元年 5 月 27 日

○布施警察署による「マナー&防犯についての講演会」を建築学部で実施。

○大阪府捜査 1 課が、救急搬送するなど適切な処置をしなかったとして保護責任者遺棄致死容疑で、飲み会に参加していた上級生 4 人とはけさしの 8 人の計 12 人を書類送検したと発表。(添付資料 6)

令和元年 5 月 28 日

○F、I、J、L、M、N、O に検証チームから状況確認のための電話連絡。

令和元年 5 月 29 日

○第 3 回検証チーム会議の開催。

○学生団体役員連絡会で、イッキ飲み防止連絡協議会のちらしの配布及び学生部からアルコールハラスメント防止、未成年飲酒の禁止などの注意喚起を指導。

令和元年 5 月 31 日

○検証チーム及び所属学部事務部で C、G にヒアリング。

令和元年 6 月 4 日

○検証チーム及び D、H、K の所属する学部事務部で D、H、K にヒアリング。

令和元年 6 月 5 日

○検証チーム及び各所属学部事務部で E、P、Q にヒアリング。

令和元年 6 月 6 日

○検証チーム及び B の所属する学部事務部で B にヒアリング。

令和元年 6 月 7 日

○検証チーム及び A の所属する学部事務部で A にヒアリング。

令和元年 6 月 26 日

○大阪府警本部による「マナー&防犯についての講演会」を経済学部で実施。

令和元年 6 月 28 日

○第 4 回検証チーム会議の開催。

令和元年 7 月 1 日

○検証チームで M にヒアリング（電話にて）。

令和元年 7 月 10 日

○検証チームによる中間報告（令和元年 6 月 30 日付）の作成。

令和元年 7 月 22 日

○検証チームで A、O にヒアリング（電話にて）。

令和元年 7 月 23 日

○東大阪キャンパスにて、学生と職員とで飲酒・喫煙マナーのビラとアルコールパッチ
テストを配布。

令和元年 7 月 25 日

○東大阪キャンパスにて、学生と職員とで飲酒・喫煙マナーのビラとアルコールパッチ
テストを配布。

○検証チーム及び各所属学部事務部で D、E にヒアリング。

○検証チームで K の家族にヒアリング（電話にて）。

令和元年 7 月 26 日

○学生部から「飲酒に関する注意喚起」を全学生へ UNIPA 配信。

○検証チーム及び各所属学部事務部で C、P、Q にヒアリング。

令和元年 8 月 1 日

○学生部から大学の HP 上に「夏期休暇を迎えるにあたって」の文書を公開。

○検証チーム及び B の所属する学部事務部で B にヒアリング。

令和元年 8 月 2 日

○学生部から大学の HP 上の「夏期休暇を迎えるにあたって」を全学生へ UNIPA 配信。

○学生部から「飲酒に関する注意喚起（再）」を全学生へ UNIPA 配信。

令和元年 9 月 2 日

○第 5 回検証チーム会議の開催。

○検証チームで A、K、P、Q にヒアリング（電話にて）。

令和元年 9 月 10 日

○D の担当弁護士から入電。

令和元年 9 月 17 日

○C の担当弁護士から入電。

○検証チームで D の担当弁護士にヒアリング。

令和元年 9 月 24 日

○検証チームで K にヒアリング。

令和元年 9 月 30 日

○検証チームで K にヒアリング（電話にて）。

令和元年 10 月 9 日

○布施警察署による「マナー&防犯についての講演会」を短期大学部で実施。

令和元年 10 月 11 日

○検証チームで D にヒアリング（電話にて）。

令和元年 10 月 15 日

○検証チームで B にヒアリング（電話にて）。

令和元年 10 月 18 日

○検証チームで A、C、E にヒアリング（電話にて）。

令和元年 11 月 2 日

○読売新聞朝刊に掲載（添付資料 7）。

- ・見出し：一気飲み死亡 略式起訴へ
- ・記事：「大阪地検は、保護責任者遺棄致死容疑で書類送検された学生ら 12 人のうち 9 人について、より法定刑の軽い過失致死罪で略式起訴する方針を固めた」
- ・他紙も追従記事掲載。

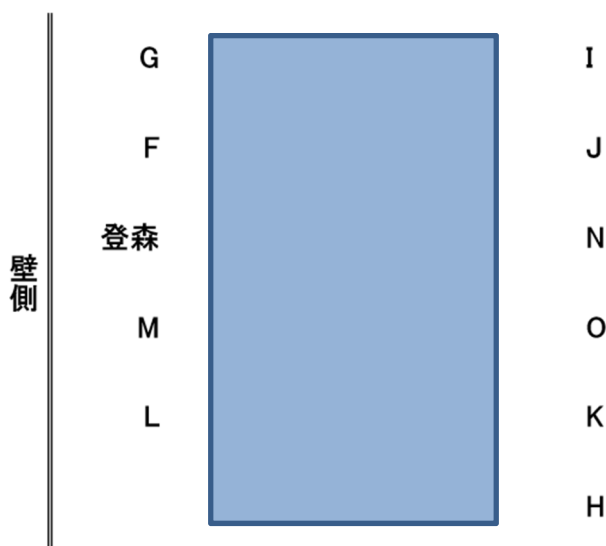
令和元年 11 月 4 日

○F、I、O、K に検証チームから電話連絡を入れるが、不通。

5) 学生へのヒアリング整理

①死亡事故当日の本件店舗 2 階での座席図

関係した学生のヒアリングをまとめると下図のとおりとなった。



②飲酒の状況

関係した学生のヒアリングをまとめ、推察した結果は次のとおりである。

19 時に飲み会を始め、全員ビールをイッキ飲みで乾杯、登森君はその後ビールをコップで 3～4 杯飲んだ。当時 3 年生の誰かが「ウォッカを飲んでみる？」ということで古今東西ゲームを始めた。最初のウォッカのトレイ（ショットグラスで 20 杯）は

ゲームで負けた人が飲んでいて、2回目のトレイは誰かから2年生3人（登森、H、G）で飲むように言われ、3人で分けて飲んだ。その時、登森君はショットグラス4、5杯をコップに移し替えてイッキに飲んだ。周りはオオーと囁し立て、テンションが上がった登森君は「自分は強い」、「ビールは嫌い、ウォッカが飲みやすい」と言い、楽しそうに見えたようだ。3回目のトレイは、Hが飲めないので、登森君とGで分けて、登森君は凡そショットグラス10杯分をコップに移し替えて飲んだ。最後はおそらくイッキでは飲んでほなさそうであるが、19時40分頃には寝始めた。

お酒を飲めない人に無理やり飲ませようとするなどの飲酒強要はなかったが、その日は代替わりで2年生が飲まないといけない雰囲気があったようである。また、「〇〇飲まなきゃ始まらない、嫌とは絶対言わせない、ライヤライラ・・・（飲み終わるまで言う）」などのイッキコールもあったようである。

③登森君が成人していたことを知っていたか

一緒に飲んでいていた学生は全員登森君が成人しているか否か、認識していなかったようである。

登森君の鞆から財布を探し、保険証か学生証で年齢を確認して、はけさしの学生皆に「20歳になっている」と年齢のことを言ったと述べる学生もいるが、その事実を認識していない学生もいた。

（なお、登森君が所持していた本学の学生証には生年月日が印刷されていないため、学生証での年齢確認は不可能である。）

④なぜ救急車を呼ばなかったのか

はけさしのリーダーであったAから呼ばれて本件店舗2階に戻ったFが「大丈夫やろ」と言ったことではけさしの学生らは、救急車を呼ばず、Gの家まで運ぶこととしたようである。なお、Fは、2年前の淡路島での春合宿の際、別の学生が急性アルコール中毒で救急車搬送された様子を目の当たりにしていたことなどから、はけさしの学生は「大丈夫やろ」というFの言葉を信じたようである。

ただし、F本人は、急性アルコール中毒は、身体が痙攣したりするとの認識で、登森君はそんな状態でもなかったため救急車を呼ばなかったなどと述べている。

また、書類送検時の新聞記事（添付資料6）の「もし未成年で飲酒したことが発覚したら、サークルが潰され、自分たちが処分されるかもしれない」との記載については、1名の学生が、警察の取調べにおいてかかる趣旨の発言をしたものの警察

の誘導によるものであったことから、検察庁での取調べの際には訂正したと述べている。

同じく新聞記事の「先輩の就職活動に関わるという話にもなった」との記載については、1名の学生（前述の学生とは別の学生）がかかる趣旨の発言をしたようである。

⑤登森君の介抱について

A、B、C、D、Eは、登森君をGの家まで肩を担ぎなら交代して運んだ。その後、寝袋に横向きで寝かせて、介抱しながら様子を見ていたが、終電のため各々帰宅した。なお、Pも店の片づけの後にGの家に行ったが、危険な状態では無いと判断し、帰宅したと述べている。

5 事実検証のまとめ

1) 事件性

検証チームでは、119番通報しなかった真の理由については、学生らの証言が一致せず、また客観証拠もないため、完全には解明できなかった。学生らは、登森君をGの自宅に連れて行き、寝かせるなど一応の介抱をしているものの、刑法上の保護責任者遺棄致死罪の成否は司法の判断に委ねたい。

ただし、飲み会の開催にあたって、あらかじめ嘔吐のためのごみ袋の用意や、はけさしといった介抱役を指名することは酔いつぶれる者が出ることを前提とした、すなわち極めて多量の飲酒をすることを前提としたものであり、不適切であると断言できる。

2) 大学の対応

① 退学届

遺族が主張されている告別式で退学届を手渡されたとの件については、平成30年1月18日に、登森君の父親が経済学部に来学された時の提出物が、支出証明証と学生健保共済会の死亡弔慰金給付申請書であったこと、退学届が4月21日に一旦書かれたものを5月15日に登森君の母親が経済学部に来学された時に提出されていることから、告別式で受け取っておられたのであれば1月18日に他の書類と一緒に提出されていたと考えられ、遺族の記憶違いではないかと推察される。

通常、学生が死亡した場合、大学からは弔慰金をお通夜若しくは告別式に持参し、遺族にお渡しするが、弔慰金の支出証明証は大学内の教職員が署名押印するものなので、本件で遺族がそれを記入したことは、経済学部事務部の手続きに不備があったものと言え、正確な手続きの周知徹底を図らなければならない。

② 過去の学生死亡案件

平成 29 年 4 月の人事異動により、学生部事務部長代理に本検証チーム委員である植田昌伸（以下「植田事務部長代理」）が着任した。前任した部署では異動直前の平成 29 年 3 月 20 日に学生がアルバイト先の飲み会で、急性アルコール中毒により死亡した事案が発生していた（なお、この事案は本学とは無関係のアルバイト先でのものであり、本学が把握している限り、遺族からの訴えもなく、事件性はなかったようである）。

このため、植田事務部長代理は、本事案について連絡を受けた際、警察から事件性が無さそうとの情報があったこともあり、懲戒事案とは捉えずに関係した学生らを厳重注意とし、サークルの活動は自粛するよう指導した。

その後は、遺族の意向により学生を集めての面談実施など真摯に対応してきたが、大学側としての反省点は、本事案が特異な事案（保護責任者遺棄致死の疑い）であるということを見えなかったことである。

③ 記者会見

平成 31 年 2 月 7 日 15 時から大阪科学技術センター 4 階にて、渥美学生部長、植田学生部事務部長代理から報道機関に対して説明を行った。

会見では、関係した学生のうち、はけさしの人数が 8 人であったものを 5 人として説明した（その理由は後述のとおりである）。

その後、令和元年 5 月 27 日に、大阪府警本部が上級生 4 人とはけさしの 8 人の計 12 人を書類送検したと発表したため、各報道機関から広報室に対し、はけさし的人数が会見と違うとの問合せが殺到した。

会見で 5 人と説明した理由は、学生からのヒアリングに基づいて、大学としては、本事案の関係学生をこの 3 人を含まない 15 人として扱ってきた中で、平成 31 年 1 月 31 日のヒアリングで 3 人の存在が初めて判明したため、記者会見の時点で事実関係が十分に解明されていなかったという経緯があった。

3) 本事案に対する事前防止方策

本事案に関して、想定可能な要因を時系列に従って整理・評価する。一般に、死亡事故は、個々の要因がそれぞれ好ましくない条件で存在し、これらが全て重なることで発生することになり、個々の項目に対して適切に対処・改善できればその防止につながった可能性がある。再発防止に向けた取り組みのため、それぞれについて最適と考えられる対応策を講じる必要がある。

① 一般学生としての意識

- ・「限度を超えて飲む」、「限度を超えて飲ませる」ということの不適切性についての認識ができているか。
- ・「イッキ飲み」が、「会を盛り上げるため」の行為として社会的に不適切であるとの認識を持っているか。

② サークルの体質

- ・本来のサークルの活動趣旨ではなく、飲み会がメインの位置づけになっている、いわゆる「パーティサークル」のようになっていたのではないか。
- ・「酔い潰すことを意図」、「吐くことを前提」とした飲み会の運営となっていたのではないか。

③ 非公認サークルへの大学としての指導

- ・「問題あるサークル」、「危険なサークル」という訴えや情報は無かったのか。

④ 店側の対応

- ・提供側としてある程度の制止ができなかったか。
- ・店内・テーブルでの様子で察知できなかったか。

⑤ 学生の知識、認識および自覚

- ・飲める量、問題になる量という知識・認識は無かったのか。
- ・本人の体質・耐性に対する配慮に欠けていたのではないか。
- ・急性アルコール中毒に関する知識は、十分に認知できていたのか。

⑥ 学生の判断、価値基準

- ・急性アルコール中毒に関する処置として適切な対応ができていたのか。
- ・何が大切なのか、どちらが重要なのか、という価値判断に問題は無かったのか。

⑦ 学生の事後対応措置

- ・一人に預けて解散したことに関して、状況判断・責任感という点で問題は無かったのか。

上記①については、ほぼ誰もが「不適切」と回答するものの、実際にはその場の雰囲気にも飲まれるなど、正常な価値判断を阻害する要因が多い。学生を指導する側としては、繰り返し根気よく啓発活動を行っていく必要がある。

②③については、大学が公認する学生団体及びクラブは体育会、文化部、独立団体、学部学生自治会が管轄する団体、計 294 団体のみであり、その余の団体はすべて「非公認サークル」という位置づけになり、本件サークルもそのように整理されるものであるが、非公認サークルに対しての実態把握は難しい。本案件では確認できていないことから、「学生生活実態調査」、「卒業アンケート」、ならびに「学生相談窓口」、教職員から寄せられる情報に対して最大限の注意を払っていかねばならない。また啓発活動を通じて、学生自身、またサークルとしての自浄意識・自浄能力を醸成していく必要がある。さらには、今後、本学としての「非公認サークル」の在り方（大学内での活動の可否、構成メンバーの届出の要否等）についても検討する必要があるものと思料する。

④については、接遇する立場として個々の店での対応には限界があるが、近隣地域・商店会への協力要請とともに、大学側から啓発を呼びかける情報発信を行っていく必要がある。

⑤に関しては、大学内での啓発活動、特に講演、ゼミ・講義・実習等の機会により適切に教育を進めていく対応が望まれる。

最後に、⑥⑦に関しては、直接的には学習・指導の機会を持つこと、間接的にはゼミや講義の機会に学生の成長を促す教育、この場合特に、倫理観並びに行動特性（コンピテンシー能力）を養う教育に力を入れていく必要がある。

6 再発防止

1) 再発防止の観点から必要な対処

前述の事前防止方策に関する考察は、そのまま今後の再発防止策として早急かつ適切に実施していく必要がある。また、アルコールに関する情報を得るため、イッキ飲み防止連絡協議会の事務局でもある特定非営利活動法人アスクの活動に賛同し、法人会員になることを検討する。

次項では、学生への周知啓発の取り組みと、本案件で改善の必要性が認められた

事務手続きの見直しを行った結果について報告する。

2) 学生への周知啓発

これまで、飲酒のマナーについては、新入生に対して、「マナー防犯ガイドブック」を配付し、同内容を HP に掲載すること及び UNIPA のメールで長期休暇前の注意事項を配信し、同じくその内容を HP に掲載していた。

一方で、本件の関係学生のヒアリングにおいて、UNIPA の注意喚起のメールは、「覚えがない」「知っていたが自分らには関係ないと思っていた」など、殆ど当事者意識がない、配付しているマナー防犯ガイドブックも読んでいないことが明らかになった。

従来より学生部が行っていた冊子、メール、HP 掲載に加え、ガイダンス、オリエンテーション及び基礎ゼミ等での学部教員からの直接的な指導、日常的な行事におけるの挨拶等での話、学生の目につく啓発活動がより有効だと考え、以下の新たな取り組みを実施した。

- ① 注意喚起のビラを作成し、大学付近の商店街に協力依頼をして、飲食店に注意喚起のビラ・飲めませんシールを置いていただくよう要請した。
- ② 大学構内にアスク制作の啓発ポスターを掲示した。
- ③ 大学付近の商店街が中心となりノーイッキのポスター（添付資料 8）を作成していただいた。ノーイッキのポスターを大学構内でも掲示した。
- ④ 平成 30 年度卒業式で、注意喚起のビラを配布した。
- ⑤ 新学期オリエンテーション、ガイダンス等で飲酒マナーについて、各学部の教員から説明した。
- ⑥ 令和元年度入学式での学長式辞において、飲酒マナーを含む社会人としての自覚について説明・指導をした。
- ⑦ 新入生にアルコールパッチテストを配布し、飲酒についての正しい知識・理解の啓発を図った。
- ⑧ 警察の協力を得て、マナー・防犯についての講演会を実施した。
- ⑨ 学生団体へ、注意喚起のビラ、飲めませんシールを配布した。
- ⑩ 大学構内において、一般学生に注意喚起のビラ、アルコールパッチテストを配布した。
- ⑪ 全国 8 か所で行う近大フェア（保護者懇談会）にて、保護者へ本件の報告、再発防止策の説明及び適正飲酒等マナーについて協力を求めた。



新入生へのアルコールパッチテスト配布状況



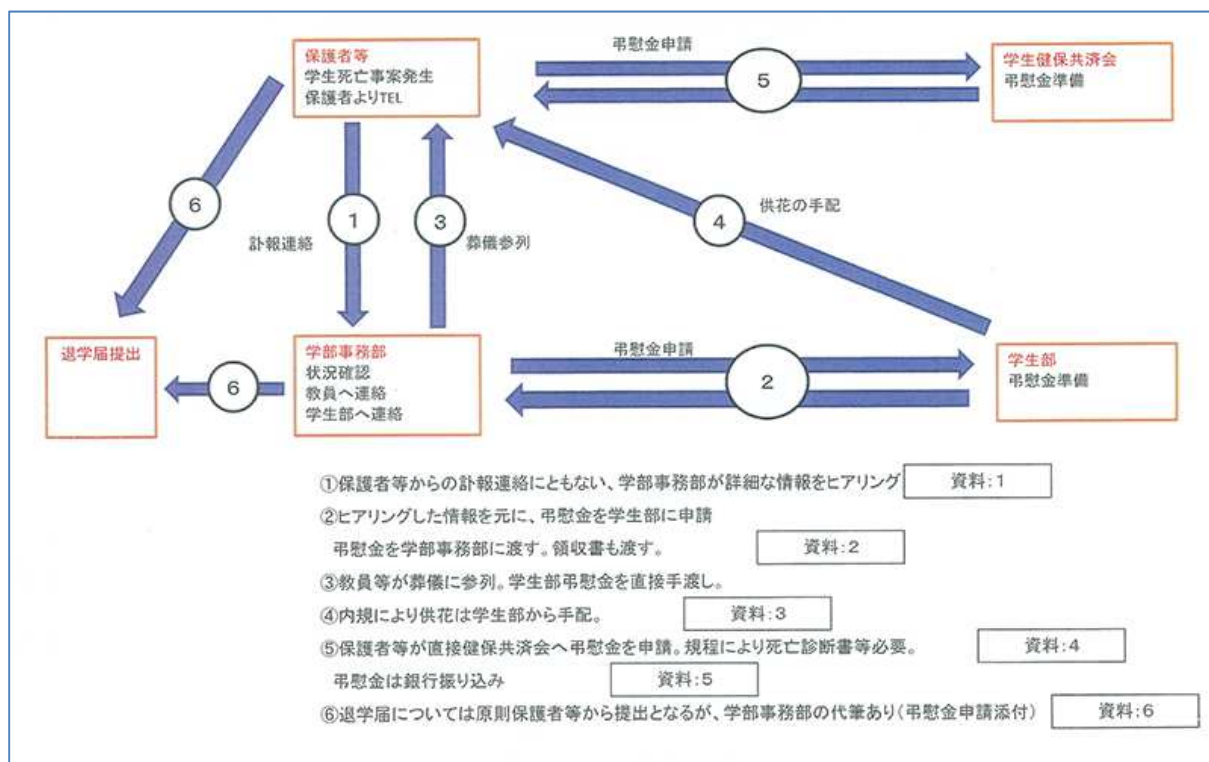
大学構内でのビラ・アルコールパッチテスト配布状況



ポスター掲示状況

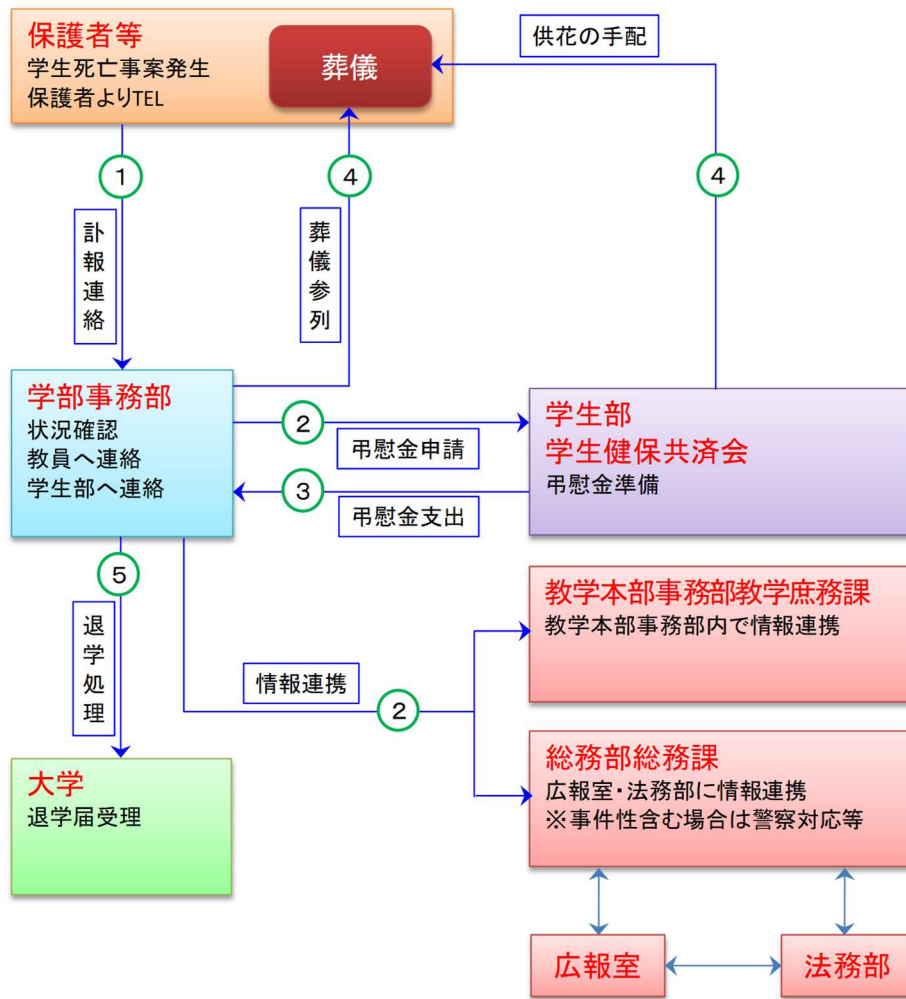
3) 学生死亡案件時の事務手続きの見直し

従来は、図①のようなフローであったものを、遺族に負担の無いように、図②のように見直した。令和元年5月22日に全学部事務部に周知した。



図①

近畿大学 学生死亡時における対応図



1. 保護者等からの訃報連絡にともない、学部事務部が詳細な情報をヒアリング。
2. ヒアリングした情報を元に弔慰金を学生部に申請。
 (健保共済会弔慰金給付申請書は学部事務部で代筆)
 同時に教学本部事務部教学庶務課と総務部総務課に情報を連携。
 (総務課から広報室及び法務部に情報連携)
3. 学生部から弔慰金及び支出証明書を学部事務部に渡す。
4. 学部から教員等が葬儀に参列。学生部及び健保共済会の弔慰金を直接手渡し。
 内規により供花は学生部から手配。 ※現状は学部事務部が手配し学生部が支払処理。
5. 原則として学部事務部の代筆とする。(弔慰金申請添付)
 ※退学届についてはやむを得ない事情のある場合は提出免除。(学則第32条)

7 総括

本事案を受け、事実検証と再発防止に向けた取り組みを行い、報告書として取りまとめた。検証チームでは各学生に対し複数回のヒアリングを実施したが、本事案発生から概ね1年半を経過して記憶が減退していることに加え、警察による事情聴取等により記憶が再構築されている可能性もあることから、各学生の証言に大きく食い違う点が見られた。しかしながら、本事案については各学生の証言以外の客観証拠もなく、検証チームで確認できた事実は本報告書記載の限度にとどまるものである。加えて事件性ならびに保護責任という法的評価に関しては、司法判断に委ねるとの結論に成らざるを得ない。

一方で、未然防止、再発防止の観点からは、検証チームにおいて様々な課題が抽出され、考えられる対応策はすべて実施することで大学としての責任を果たすよう努めた。しかし、学生への啓発は、周知するだけでなく、繰り返し徹底を図ることが重要であり、すでに行った対策を反復して再実施することも含め、今後も再発防止に努めていかねばならない。

憲法 23 条は学問の自由を保障しており、大学には研究活動の自由、教授の自由等が認められている。それを受けて、大学では学生らの自主的な活動も尊重されている。一方で、大学は、学生が社会に出る前に最後に集団生活を営む場であり、社会人としての責任感、倫理観を養う場でもある。本来、社会生活を営む上で必須となる基本的なマナーや道徳観、倫理観（以下「基本的マナー等」）は家庭において躰けられ、あるいは義務教育及び高校教育において培われるべきものであった。しかしながら、例えば、未成年飲酒・喫煙の禁止、禁煙場所では喫煙をしないとといった基本的なルール・マナーさえ身につけておらず、道徳観も欠如した学生が近年増加しているように見受けられる。また、大学生であれば大概のことは許されるといった間違った認識（甘え）に加えて、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」）の普及の影響もあってか、刹那的自己中心的な自己快楽が重視される傾向にある。

本学は、アドミッションポリシーにおいて、基礎学力と倫理観を備える人物を求めている。学力は入学試験により基礎学力を持つ者を選抜しているが、前述のとおり、今般、基礎学力を有していても基本的マナー等が欠如している学生が多く見られる。基本的マナー等は一朝一夕に身につくものではなく、その教育は、大学生生活全体を通じて、恒常的かつ継続的な啓発指導のほかない。学生部ではこれまでも基本的マナー等の習得のために様々な取り組みや対策を行ってきたが、本来届けなければならない者に届いておらず、ある意味で形式的なものにとどまっていたと自省せねばならない。今後は、大学の教職員が一体となって学生に対する倫理的教育に取り組むことは不可欠である。また、本事案を風化させ

ないよう、本報告書は個人情報保護を施したうえで公表し、6章 再発防止の2)にある学生への周知啓発活動を継続的に実施し、二度と同じ事故を繰り返さないよう厳に戒め、努めなければならない。